

中世文書を読む(一)

吉川元春の手紙



これは、戦国武将の吉川元春が書いた手紙です。  
 (隣は、元春の長男の元長が書いた手紙です。)

この展示では、吉川元春の手紙を題材に、手紙を読み解く過程を紹介するとともに、その楽しさをみなさんと共有したいと思います。  
 (元長の手紙も、後で説明します。)  
 番号順に見ていってね。

①



②



【現代語訳】

お父上の四郎兵衛尉が亡くなったのは、仕方のないことです。前々から豊前守と相談していたことなので、今後も疎略にはいたしません。詳しくは、市介が申します。恐々謹言。

三月晦日

元春(花押)

(墨引)

見玉塩法丸殿 元春 進之候

駿河

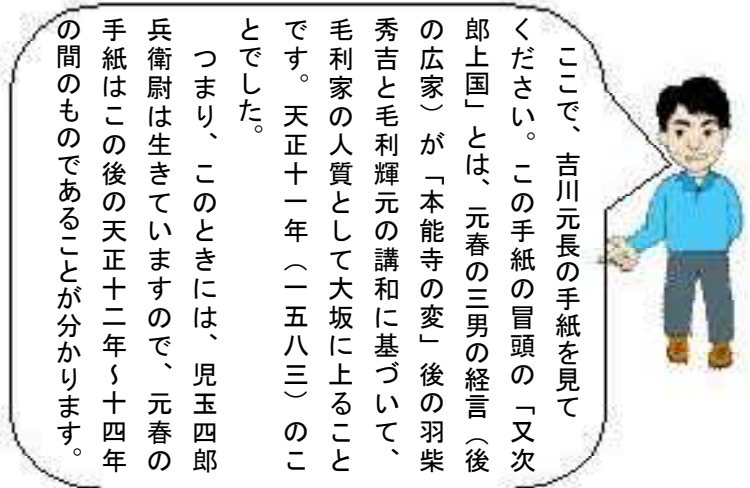


④

下の表に示したように、吉川元春の花押は、大きく「I→II→III」と移り変わります。(実際には、I・II・IIIの各段階で、もつと細かく変わります。)最初に挙げた吉川元春の手紙の花押は、Ⅲに当たります。花押Ⅲの中でもこのモデルとして示したものは最末期のもので、天正七年の終わり頃から使われるものです。

したがって、この手紙は天正八年から十四年までの三月晦日(三十日)に書かれたことが分かります。

年代	花押Ⅰ	花押Ⅱ	花押Ⅲ
天正十六年八月 <small>(一五八〇年)</small>			
弘治元年十一月 <small>(一五五三年)</small>			
元龜二年八月 <small>(一五七〇年)</small>			
天正十四年九月 <small>(一五八六年)</small>			



ここで、吉川元長の手紙を見てください。この手紙の冒頭の「又次郎上国」とは、元春の三男の経言(後の広家)が「本能寺の変」後の羽柴秀吉と毛利輝元の講和に基づいて、毛利家の人質として大坂に上ることです。天正十一年(一五八三)のことでした。

つまり、このときには、児玉四郎兵衛尉は生きていますので、元春の手紙はこの後の天正十二年〜十四年の間のものであることが分かります。

【現代語訳】  
 又次郎が大坂に上ることについて、二度にわたり丁寧なお手紙をいただきありがとうございます。すぐに経言に伝えました。出発は来月七日・八日頃に決まりました。船は草津(広島市西区)から出るそうです。そのように心得ていてください。くれぐれも経言に対しとくに御懸念にしていただければ、これ以上申すことはありません。お頼みいたします。なおまた、前回あなたが上られたとき、豊前守とあなたの御子息と話し合うようにと承りました。もちろん私はあなた方を疎略にはいたしません。内々に元春にもお話します。詳しくは、何ごともまた重ねて申し上げます。恐々謹言。

八月廿九日 元長(花押)

(墨引) 治部少輔 児玉四郎兵衛尉殿 元長 御報

この頃、  
毛利輝元が書いた文書によると、  
登場人物は下図のような  
関係だとわかります。  
手紙の宛先に書かれた  
塩法丸から見ると、  
四郎兵衛尉がお父さん、  
豊前守がおじいちゃんです。



⑦

天正十二年三月二十一日付け  
の毛利輝元の手紙によると、お  
父ちゃんの四郎兵衛尉の権益は、  
児玉塩法に認められています。  
したがって、吉川元春の手紙  
も、この頃のものと言えそうで  
す。



【毛利輝元安堵状の写し】

父豊前守給地少茂無残所宛遺之畢、  
此外於代官所預等茂聊無相違全可知  
行者也、仍一行如件

天正五年二月十六日 輝元御判

児玉四郎兵衛尉殿

〔萩藩閩閩録』卷十九所収〕

〔現代語訳〕

父の豊前守の給地は全部あなたに違  
わします。この他の代官所なども間  
違ひなく知行しなさい。

【毛利輝元の手紙】

父四郎兵衛尉給地并預所等之儀、何  
篇無相違裁判肝要候、猶平藤右・児  
三右可申開候、謹言

天正十二

三月廿一日 輝元

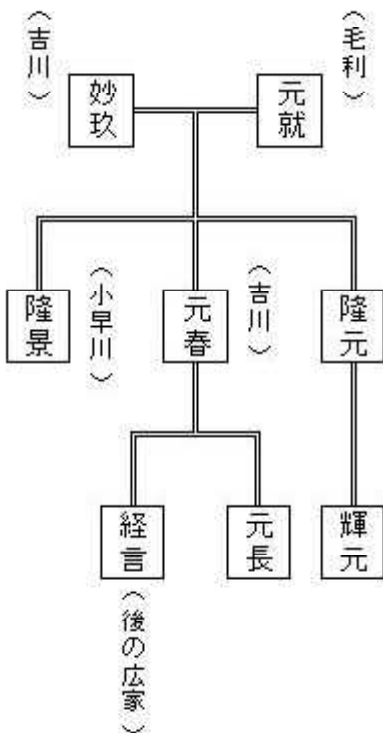
児玉塩法殿

輝元

〔現代語訳〕

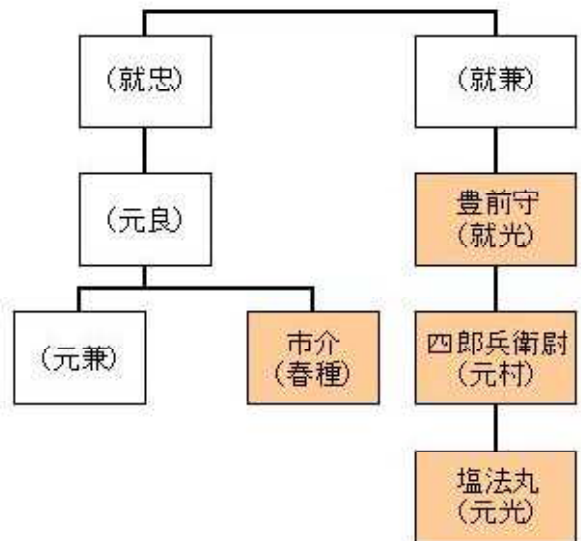
父四郎兵衛尉の給地と預かり所など  
は、すべて間違ひなくあなたが支配  
しなさい。なお、詳しくは平佐就之  
・児玉元良が話すでしょう。

図Ⅰ 吉川元春をめぐる人々の関係



(参考)

図Ⅱ 児玉家における人々の関係



- ※ タテは、親子関係。ヨコは、兄弟関係。
- ※  は、吉川元春の手紙に登場する人物。
- ※ ( ) は、推定される実名。

⑧



「この手紙は、吉川元春が児玉塩法丸に宛てて、お父さんの死を悲しむとともに、  
 「おじいちゃんと前々からあなたが行く末を相談していたことじゃけえ、今後あなたを大事にするよ」と伝えたもんじゃね。」

⑨



御名答。  
 児玉豊前守としては、頼りにしていた息子が死んで、幼い孫の代にお家を取りつぶされないように、殿様の毛利輝元にお願ひしました。それだけじゃなく、輝元に対し発言力のある吉川元春にも取り成しを依頼しました。それに対する元春の回答が最初に挙げた手紙というわけです。豊前守は隠居の身なので、孫を取り立ててもらうためにも、塩法丸宛ての手紙を求めたのでしよう。

⑩



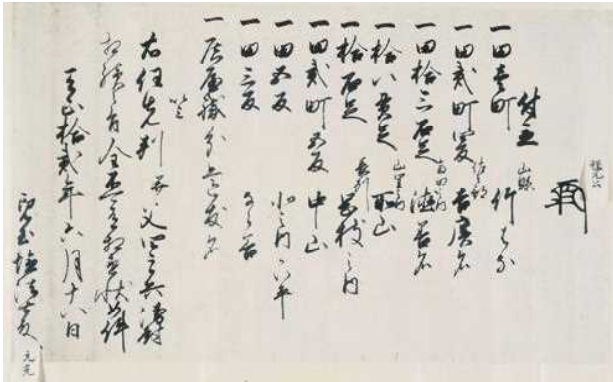
でも、ちょっとおかしいよ？殿様の輝元は天正十二年三月二十一日の手紙で児玉家の存続を認めとるじゃん！なのに、なぜ、また、吉川元春にお願いせんと、いけんのん？

⑪



毛利輝元は、手紙を用いて児玉家の存続の意思を示しましたが、児玉豊前守としては、安心できませんでした。なぜなら、殿様からの**正式の証明書**（安堵状）をまだもらっていないからです。そこで、更なる働きかけを吉川元春らにお願いしたので。この結果、毛利輝元の証明書が出されました。

毛利輝元による正式の証明書  
 (毛利輝元袖判安堵状)



【毛利輝元袖判安堵状】  
 (花押)  
 (毛利輝元)

- 付立
- 一、田老町 山県 竹はな
  - 一、田式町四反 徳方郡 吉広名
  - 一、田拾三石足 宮田之内 徳善名
  - 一、拾八貫足 山豆之内 所山
  - 一、拾石足 長州 岡枝之内
  - 一、田式町五反 中山
  - 一、田五反 北之内かい平
  - 一、田三反 なら谷
  - 一、居屋職分 常友名
- 以上

右の所々の所領等は、先の証明書及び父四郎兵衛尉が相続していた事実にしたがって、あなたが受け継ぐことに、間違いありません。  
 天正拾貳年六月十八日

児玉塩法士殿 元光